

【用語】 澁川村—澁川市上ノ町・中ノ町・下ノ町 小万物—小間物 あい物—相物・合物・間物とも書く、塩魚・干魚類の総称 座—中世に商人・職人・芸能民等が結成した同業者組織、近世では仲間と同様の意 かし—鍛冶 太物—綿・麻織物 繰綿—木綿の実綿から種になる実を取り除いたままの綿 馬口勞—馬を売買・周旋する者 町割—町を形成するにあたり地割りすること 馬行錢—馬の取引の際に売主と買主が馬問屋へ払う手数料、行錢は口錢のこと 弥—ますます 穿鑿—どこまでも調べ立てること 連判—文書に署名や印判を連ねること

【解説】 三国街道の宿場であつた澁川村に市が立つようになったのは寛永七年（一六三〇）といわれている。この文書は承応三年（一六五四）に、市の開催日や売買される商品などを領主の安中藩代官所へ届け出たもので、当時の市の様子を知らることができる。

澁川村の市は上之町（二、一七日）・中之町（七、二三日）・下之町（二、二七日）が交替で月二回ずつ開催する二・七の六斎市であつた。市場の両側には小間物・紙・太物・繰綿などの生活用品や、あい物・茶・塩・穀などの食料品—三種・一一六の商売座が開店したが、絹・綿・麻布・板・檜木・材木・薪など座の規制を受けずに売買できる品物もあつた。また、澁川は古くから馬市としても知られ、遠く奥州・北陸地方などの馬が馬口勞たちにより取引きされ、馬問屋や馬宿が置かれていた。文化年間以前は年間取引量が四〇〇〇疋にも達していたといわれるが、馬口錢などをめぐる争いが多発し、幕末には急速に衰微していったようである。なお、本文書は澁川市指定の重要文化財である。